

天栄村再犯防止推進計画

令和7年3月

天栄村

目 次

第1章 計画の策定の趣旨	-----1
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画の対象	
第2章 犯罪情勢等	-----2
1 県内の再犯防止対象者数	
2 県内の再犯者率・再入者率の状況	
3 県内の再入者の状況	
第3章 計画の基本方針	-----4
1 基本方針	
第4章 再犯防止推進の施策	-----5
1 支援機関との連携	
2 支援制度の活用促進	
3 保健医療・福祉サービスの利用促進	
4 広報・啓発活動の推進	
第5章 計画の推進	-----9
参考	-----10

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年には2,853,739件に達しましたが、年々減少しており、令和3年は568,104件と戦後最少となりました。

それに伴い、刑法犯により検挙された再犯者も減少しておりますが、それを上回るペースで初犯者の人数が減少し続けており、令和3年の検挙者に占める再犯者の割合は48.6%と、検挙者の約半数となっています。

そのような状況から、国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）（以下、「再犯防止推進法」という。）を制定・施行しました。また、都道府県・市町村においても国の再犯防止推進計画を勘案し、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務となりました。

犯罪や非行をした方の中には、貧困や疾病、厳しい生活環境等から様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている方も少なくありません。再犯を防止するためには、刑事司法関係機関だけの取り組みでは限界があり、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援を国・都道府県・市町村・民間団体が密に連携を図りながら、実施していく必要があります。

このような現状を踏まえ、天栄村においても「自然と共に一人・未来を創造する村 てんえい」を目指し、誰もが生きづらさを抱えたまま地域で孤立することなく、地域社会の一員として生活を送ることができるよう、「天栄村再犯防止推進計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画です。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。ただし、村の状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画で扱う再犯防止推進施策の対象者は、「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条において「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」と定義しており、刑務所等の矯正施設退所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。

第2章 犯罪情勢等

1 県内の再犯防止対象者数

令和3年の福島県内における犯罪をした者等	1,552 人
① 満期出所者で県内帰住希望だった者	38 人
② 保護観察の審判等を受けた者	535 人
【1号観察】保護観察の処分を受けた非行少年	113 人
【2号観察】少年院からの仮退院者	16 人
【3号観察】刑務所からの仮釈放者	195 人
【4号観察】執行猶予者	211 人
③ 犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者	979 人

2 県内の再犯者率・再入者率の状況

令和3年の福島県内の刑法犯検挙者	2,004 人
うち再犯者	997 人
刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）	49.8%
刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「刑事施設」という。）に入所した新受刑者のうち、犯行時に居住地が福島県であった者	138 人
刑事施設への入所度数が2度以上の再入者	73 人
新受刑者に占める再入所者の割合（再入者率）	52.9%

3 県内の再入所者の状況（令和3年）

種 別	入所者数	再入者数	再犯者率
罪 名			
覚せい剤	34 人	22 人	64.7%
性犯罪	3 人	1 人	33.3%
傷害・暴行	3 人	2 人	66.7%
窃盗	53 人	32 人	60.4%
年齢別			
65 歳以上	25 人	12 人	48.0%
65 歳未満	113 人	61 人	54.0%
犯行時の就業状況			
仕事あり	45 人	26 人	57.8%
無職	93 人	47 人	50.5%

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

本村は、法や国の再犯防止推進計画、福島県再犯防止推進計画などを勘案し、以下の項目を計画の基本方針とし、関係機関などと連携を図りながら取り組んでいきます。

【基本方針】

- 1 支援機関との連携
- 2 支援制度の活用促進
- 3 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 4 広報・啓発活動の推進

第4章 再犯防止推進の施策

1 支援機関との連携

現状と課題

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、福島保護観察所^{※1}・福島自立更生促進センター^{※2}といった国の機関や更生保護法人至道会^{※3}そして、福島県が設置している公的機関の他、須賀川地区保護司会^{※4}（以下「保護司会」という。）などの民間ボランティア団体との連携をさらに強化していく必要があります。

特に、本村における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司会天栄支部等の更生保護ボランティアなど、民間ボランティアの協力により支えられてきました。

しかし、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、再犯の防止等に関する活動を促進する民間ボランティアの人材の安定的確保が難しくなっています。

また、自立が困難な矯正施設出所者等の円滑な社会復帰のためには、福島県地域生活定着支援センター^{※5}、福島県に所在する矯正施設^{※6}、福島保護観察所が連携し、矯正施設出所後、速やかに福祉サービス等を受けることができるようにする必要があります。

さらには、非行少年の自立や立ち直りのためには、学校と保護司会、福島保護観察所等が緊密に連携していく必要があります。

取り組み内容

1) 保護司会との連携強化

保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。保護司会が運営する須賀川地区更生保護サポートセンターは、保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として設置されています。

村は、保護司会や、犯罪をした者等の社会復帰の支援や犯罪の予防活動のための幅広い活動を行う更生保護女性会との連絡を密に取りながら、更なる連携強化を図ります。

2) 公的機関等との連携強化

自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、要請に応じて福島保護観察所、福島県に所在する矯正施設、福島県地域生活定着支援センターといった公的機関等との連携を図ります。また、本村が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、情報共有を行います。

3) 福祉関係機関との連携強化

犯罪をした者等が医療保健・福祉サービスを受けることが必要となったときは、村内の地域包括支援センター、天栄村社会福祉協議会などの福祉関係機関との連携強化を図ります。

4) 学校との連携強化

学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校、保護司会、福島保護観察所が連携を強化するため、その協力体制の構築に協力します。

2 支援制度の活用促進

現状と課題

現状として刑務所に再び入所した者のうち約7割は、再犯時に無職であった者です。また、仕事に就いていない者の再犯者率は、仕事に就いている者の再犯者率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、犯罪をした者等の中には障がいを抱えて、就労や就労定着が難しいものが少なからず存在すること等の課題があります。

～国の再犯防止推進計画（第2の1．就労の確保等）より一部抜粋～

取り組み内容

1) 就労に向けた相談・支援

生活困窮者自立支援事業^{※7}による支援を通じ、犯罪をした者等の生活の安定を図ります。また、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

生活自立サポートセンターと連携しながら、生活困窮者に対する相談、就労支援を実施します。

2) 就労を希望する障がい者に対する支援

犯罪をした者等のうち、就労を希望する障がい者などが抱える課題に応じ、福島労働局主催により行う障がい者就職面接会を通じた障がい者雇用を促進します。また、就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導及び助言などの支援を行います。

3 保健医療・福祉サービスの利用促進

現状と課題

矯正施設を出所する場合、福祉的な支援が必要である者は、本人の希望等により福島保護観察所や矯正施設、福島県地域生活定着支援センター、その他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行い、保健医療や福祉サービスの支援を受けることができます（特別調整^{※8}）

しかし、保健医療や福祉サービスを受けられるにもかかわらず、その手続きを行わない者もいるため、そのような者に対しても地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスなど、適切な支援につなげていくことが大切です。

取り組み内容

1) 総合的に相談できる体制の充実

支援を必要としている人や関係者が相談しやすい環境を整備します。また、相談内容に応じて、関係課や関係機関につなぎ、必要な支援・制度の紹介等を行う重層的支援体制の在り方を検討していきます。

2) 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な犯罪をした者等が、介護福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

4 広報・啓発活動の推進

現状と課題

再犯の防止等に関する施策は、村民にとって必ずしも身近でないため、村民の関心と理解が得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても村民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

～国再犯防止推進計画（第6の2．広報・啓発活動の推進等）より一部抜粋～

取り組み内容

1) 「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、啓発活動を行っています。

本村においては、「社会を明るくする運動推進委員会」を設置し、村内の小・中学生を対象とした「社会を明るくする運動作品コンテスト」を開催し、「社会を明るくする運動」について広く周知していきます。

2) 保護司会、協力雇用主会等の活動の周知

村広報誌や村ホームページなどで、保護司会などの更生保護ボランティアの活動及び協力雇用主会の意義や刑務所出所者等就労奨励金等について広く周知し、村民の理解の促進に努めます。

3) 行政や専門機関等による相談事業の周知等

行政や専門機関等による相談事業などの周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、民生委員・児童委員等地域で福祉活動にかかわっている人の相談体制や各種相談に対応する関係機関の周知に努めます。

4) 児童・生徒に関する相談窓口の周知

非行・犯罪問題の専門機関である少年鑑別所^{※9}の専門性を生かし、非行や問題行動の相談を受け、心理検査等の援助を行い、関係機関からの依頼を受けて相談や講演等に応じる「法務少年支援センター福島」の周知を図ります。

また、非行・虐待等の少年に関する相談、不良行為少年・非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「福島県警察少年サポートセンター※¹⁰」の周知を図ります。

5) 薬物依存に関する適切な広報・啓発

規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関、民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。

第5章 計画の推進

再犯防止に関する施策は、更生保護をはじめ、高齢・障がい・住宅・雇用・教育など幅広い分野にわたっています。そのため、本計画の推進にあたっては行政だけでなく、各支援機関・団体や地域の協力が必要不可欠です。

村は、福島保護観察所や仙台矯正管区※¹¹の技術的指導を受けながら、行政・各支援機関及び団体・地域の連携強化を図り、直面する課題等の情報共有や今後の取り組みの方向性等について検討していきます。また、支援が必要なケースが実際に発生した際には、そのケースに応じて関係する支援機関等を集めた会議等を行い、犯罪をした者等への必要な支援がより適正かつ迅速に行えるよう努めます。

参考

※用語説明

※1 福島保護観察所…犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予となった者に対して、保護観察を行う法務省の機関です。

※2 福島自立更生促進センター…刑事施設出所者等の犯罪性に応じた専門的な処遇と手厚い就労支援を含む生活環境調整を実施しています。

※3 更生保護法人至道会…保護観察所からの委託により、住居がないなどの理由で、犯罪等をした者等で自立した生活を送ることが難しい者を一定期間保護し、その円滑な社会復帰を助けることで再犯防止に寄与しています。

※4 須賀川地区保護司会…保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。須賀川地区保護司会は、犯罪をした者等が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先の調整、相談等を行っています。

※5 福島県地域生活定着支援センター…福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した者などが、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

※6 矯正施設…刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指します。

※7 生活困窮者自立支援事業…経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者に対し自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

※8 特別調整…高齢又は障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設、福島保護観察所、福島県地域生活定着支援センターが連携して行う生活環境の調整です。

※9 少年鑑別所…家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別や観護処遇を行うほか、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

※10 福島県警察少年サポートセンター…少年問題に関する専門組織であり、福島県警察本部に設置しています。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関などとの情報交換や意見交換などを行っています。

※11 仙台矯正管区…法務省の地方支分部局として、東北地方に設置されている矯正施設の適正な管理及び運営のため、これら施設に対する指導、監督等を実施しています。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようになることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復

帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

天栄村再犯防止推進計画

(令和7年4月～令和17年3月)

発行 令和7年3月 天栄村

編集 天栄村 住民課

〒962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑7-8番地

電話 0248-82-2119

FAX 0248-81-1008

